

非常変災時および交通機関の運転見合わせ等の対応について

○ 非常変災発生時は、身の安全の確保を最優先にして行動してください。

1. 警戒レベル 5 特別警報（気象庁）または、「警戒レベル5（緊急安全確保）」（自治体）について

大阪府内のいずれかの地域に午前6時の時点で発表されている場合には、臨時休業とします。

2. 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「警戒レベル 4 危険警報」（気象庁）「警戒レベル4（避難指示）」（自治体）について

（1）大阪市内のいずれかの地域に発表されている場合

通常授業の場合

午前6時の時点で発表中の場合	自宅待機
午前7時までに解除の場合	午前9時 SHR 後、1～7 限40分授業
午前9時までに解除の場合	午前11時 SHR 後、3～7限40分授業
午前11時までに解除の場合	午後1時 SHR 後、5～7 限40分授業
午前11時の時点で発表中の場合	臨時休業

定期考査の場合

午前6時の時点で発表中の場合	自宅待機
午前7時までに解除の場合	午前9時 SHR 後、考査開始
午前11時までに解除の場合	午後1時にSHR後、考査開始
午前11時の時点で発表中の場合	臨時休業

※ 考査日が臨時休業の場合、考査中の非常変災予備日または考査最終日の翌日にその考査を行います。

（2）「暴風警報」「暴風雪警報」「警戒レベル 4」以外の警報の場合は、平常授業とします。

3. 居住する自治体の「暴風警報」「暴風雪警報」及び「警戒レベル3（高齢者等避難）」「警戒レベル4（避難指示）」について

無理に登校せず、身の安全を最優先に行動してください。また、自治体の指示に従うとともに、学校へ連絡してください。なお、出欠については個々の状況を確認のうえ配慮します。

4. 台風、地震、大雨、ストライキなどによる交通機関の運転見合わせの対応について

（1）JR環状線の「桜ノ宮駅」を含む区間、もしくは大阪メトロ谷町線「都島駅」を含む区間のどちらか一方が運転見合わせを実施している場合、「暴風警報」「暴風雪警報」「警戒レベル 4」の対応についての2（1）と同様の対応を取ってください。

（2）（1）以外の交通機関の運転見合わせにより、最寄りの駅からの通学が困難な場合、代替輸送等で通学が可能な場合は、安全を確保して登校してください。代替輸送等やその他の通学方法での通学が困難な場合は無理をせず自宅待機してください。その際、学校に連絡してください。（出欠については状況を確認のうえ考慮します） その後の交通機関の運行状況や生徒の登校状況、教職員の出勤状況、学校施設設備の被害状況など確認後、授業開始時刻の繰り下げ、授業時間の短縮や臨時休業等の対応をとる場合があります。

通常授業日の対応

7時解除の場合

SHR	9:00 ~ 9:10
1	9:15 ~ 9:55
2	10:05 ~ 10:45
3	10:55 ~ 11:35
4	11:45 ~ 12:25
昼休憩	12:25 ~ 13:05
5	13:10 ~ 13:50
6	14:00 ~ 14:40
7	14:50 ~ 15:30

9時解除の場合

SHR	11:00 ~ 11:05
3	11:10 ~ 11:50
4	12:00 ~ 12:40
昼休憩	12:40 ~ 13:20
5	13:25 ~ 14:05
6	14:15 ~ 14:55
7	15:05 ~ 15:45

11時解除の場合

SHR	13:00 ~ 13:05
5	13:10 ~ 13:50
6	14:00 ~ 14:40
7	14:50 ~ 15:30